

5 名古屋市介護保険新規認定調査事務受託法人の公募について（平成 25 年度）

1 趣 旨

名古屋市では、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、日常生活を営むうえで介護や支援が必要となった被保険者が、必要な介護保険サービスを受けるために、介護等が必要な程度を決定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を行っています。

この要介護認定等を行うにあたり、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等について、面接による調査（以下「認定調査」という。）を行います。

本市では、平成24年度より市内 8区において、この認定調査の一部（新規要介護認定等申請分）について、法第24条の 2第 1項第 2号に規定する指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）への委託を開始しています。

このたび、平成26年度より委託圏域をさらに拡大することとなり、下記の条件・内容等により事務受託法人を募集します。

2 委託事務

法第27条第 2項及び法第32条第 2項の規定に基づく新規認定調査に関する事務 等

3 委託期間

5年間（平成26年 4月 1日～平成31年 3月31日）

4 委託圏域

熱田・南・緑・天白区

5 応募要件【平成 23 年度】 （※ 平成 25 年度募集時、内容変更となる場合があります。）

委託事務を円滑かつ安定して実施できる法人で、次の要件を全て満たす法人

- (1) 法第 23 条に規定する居宅サービス等の提供を現に行っていない、かつ委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないこと
- (2) 募集圏域内に事務所を設置（予定を含む。）すること
- (3) 愛知県内を実施場所とする認定調査を実施できること 等

※ 応募法人がなかった場合は、(1) の要件を以下のとおり変更の上、再募集。

- (1) 市内に介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所または法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業所を有し、3 年以上の事業実績があること

6 募集方法

提案型公募（プロポーザル方式）

7 選定方法

「名古屋市介護保険新規認定調査事務受託法人選定委員会」において、応募書類の審査等を行ったうえで、候補者を選定します。

なお、選定された候補者は、速やかに愛知県知事へ事務受託法人の指定申請を行っていただきます。

8 認定調査件数

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件 数	7,900件	8,400件	8,900件	9,400件	9,900件

9 委託料

契約上限金額（5年間） 308,000千円

10 募集要項等【募集期間内】

募集要項等については、名古屋市公式ウェブサイト [<http://www.city.nagoya.jp/>]よりダウンロードできるほか、健康福祉局高齢福祉部介護保険課認定保険料係において配布します。

11 問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課認定保険料係

- ・所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- ・電話番号 052-972-2593
- ・ファックス番号 052-972-4147
- ・電子メールアドレス a2593@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

事務受託法人への委託圏域拡大 スケジュール（予定）

年度	月	内 容	
25 年 度	7月	選定委員会（選定基準）	
	8月	公募開始① 【サービス未提供法人】	①による法人がない場合。
	9月	選定委員会①（法人選定）	
	10月	事務受託法人指定申請①	公募開始② 【サービス提供法人】
	11月		選定委員会②（法人選定）
	12月		事務受託法人指定申請②
	1月	事務受託法人への契約事務協議	
	2月		
	3月	愛知県指定・公示 名古屋市公示	愛知県指定・公示 名古屋市公示
26 年 度	H26.4～ 委託圏域拡大（4区）		

※ 「居宅サービス等を提供していない法人」への委託が原則であるため、2段階による公募を行う。